

## 新潟市アイスアリーナネーミングライツ事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、新潟市アイスアリーナ（以下「本施設」という。）の愛称を命名する権利を企業等に与えることで、企業名やブランド名等の広告機会を提供し、これにより得られる対価（以下「命名権料」という。）を財源とした、スポーツ振興事業の拡充を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 本施設の愛称を命名する権利をいう。ただし、本施設の条例上の施設名称は変更しない。
- (2) ネーミングライツ事業契約 本施設のネーミングライツ及びネーミングライツに関連する特定の権利に関して市と相手方の企業等が締結する契約をいう。
- (3) パートナー ネーミングライツ事業契約の相手方となる企業等をいう。

## (範囲)

第3条 市長は、ネーミングライツの行使が新潟市広告掲載要綱第3条1号から5号まで及び7号から9号までの各号に該当すると認めるときは、ネーミングライツを付与しないものとする。

2 新潟市広告掲載基準第4条各号に該当する業種又は事業者は、パートナーとなることはできない。

## (愛称看板の掲出)

第4条 ネーミングライツの行使によりパートナーが掲出する看板等の表記方法は、新潟市広告掲載基準第5条各項に規定する掲載基準によるものとする。

## (パートナーの募集)

第5条 市長は、パートナーを公募により決定するものとする。ただし、ネーミングライツ事業契約満了時には、契約中のパートナーに優先交渉権を付与するものとする。

2 市長は、前項の公募に必要な事項を別に定める。

## (優先交渉者の選定)

第6条 市長は、前条に規定する公募に申込みがあったときは、申込内容に対する総合的な審査を経たうえで、ネーミングライツの付与の可否及びネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉をする順位を決定するものとする。

## (選定委員会)

第7条 市長は、前条に規定する選定を適正に行うため、新潟市アイスアリーナネーミングライツパートナー選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、優先交渉者の選定に関し必要な事項を審査する。
- 3 委員会は、文化スポーツ部長、政策調整課長、広報課長、財務課長、財産活用課長及びスポーツ振興課長で構成し、委員長には文化スポーツ部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員長及び委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(パートナーの決定)

第10条 市長は、第6条の規定により決定した順位に従い、次に掲げる事項について、パートナーになることを希望する企業等と交渉し、パートナーを決定するものとする。

- (1) 命名権料の支払いに関すること
- (2) 愛称看板等の掲出に関すること
- (3) 愛称を露出させる手段に関すること
- (4) 権利及び責務に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業契約に関し市長が必要と認める事項

第11条 市長は、前条の規定によりパートナーを決定したときは、遅滞なくネーミングライツ事業契約を締結するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツの付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。